「重大違法信用失墜主体名簿管理弁法(改正草案意見募集稿)」の起草に関する説明

「重大違法信用失墜企業名簿管理暫定弁法」(以下、「弁 法」)は、2016年4月に施行されて以降、商事制度改革の 深化、事中事後の管理監督の強化等の面で重要な役割を果 たし、市場管理監督分野の信用監理は基本的な機能を発揮 し始めている。市場主体の信用体系の構築をさらに強化し、 重大違法信用失墜企業名簿の信用規制機能をより良く発 揮し、社会信用体系構築を促進するため、市場監督管理総 局は、「放管服(「放」は、行政の簡素化・権限の移譲、 「管」は、権限移譲と管理の結合、「服」は、サービスの 最適化――訳注)」改革の全面的深化、政府機能の転換と いう新たな要請に立脚し、市場管理監督機関の改革および 機能調整を背景として、「弁法」の全面的な修正を行い、 「重大違法信用失墜主体名簿管理弁法(改正草案意見募集 稿)」(以下、「意見募集稿」)を作成した。以下、関連 する状況について説明する。

- 一. 改正の必要性
- (一)「弁法」の改正は、市場管理監督分野の信用体系 構築をさらに整備する上で、必然的な要求である。

近年、市場監督管理総局は、党中央・国務院の手配に従 い、積極的に「寛進厳管(市場参入条件の緩和と市場の管 理監督の強化――訳注)」の要求、管理監督理念の転換、 管理監督方式の刷新を実行に移し、積極的に信用管理を基 礎とする新たな市場管理監督体系を構築し、「管」によっ て「放」を促し、経済成長の質と効果の向上のために良好 な信用環境を提供すべく努力してきた。重大違法信用失墜 主体名簿管理は、市場管理監督分野における信用管理の重 要な内容であり、部門間で共同懲戒を実施する上での重要 な根拠であり、社会信用体系の構築を推進し、事中事後の 管理監督を強化する重要な手段である。重大違法信用失墜 企業名簿管理業務の実施が進むにつれ、いくつか新たな状 況、新たな問題がみられるようになった。例えば、記載基 準が合理性に欠ける、処罰が過分である、懲戒期間が過度 に長い、信用回復制度が整っていないなどの問題があり、 客観的にみて信用管理の実務上の需要を満たせなくなっ ている。「弁法」の改正は、重大違法信用失墜主体名簿管 理制度のさらなる整備、市場管理監督分野における信用体 系構築のさらなる推進に利するものである。

(二)「弁法」の改正は、市場管理監督における各種業務のさらに強化に向けた客観的需要である。

今般の機関改革によって新たに組織された市場監督管 理総局は、工商行政管理、品質監督、食品・医薬品管理監 督、価格監督検査、独占禁止に係る法執行、知的財産権の 保護等の職責を整理統合し、審査評価、管理監督、検査・ 検証、法執行・査察など各分野を網羅しており、その多く の業務は人民大衆の健康と生命の安全に直接に関わるも のであり、責任は重大である。日増しに複雑化し困難にな る市場管理監督の任務に直面し、「『双随機、一公開(検 査の実施者と対象を無作為抽出し、結果公開法執行・検査 員を無作為で選任して派遣し、検査および処置の結果を凍 やかに公開する――訳注)』を基本的手段とし、重点的な 管理監督によって補完し、信用管理を基礎とする」新たな 管理監督の仕組みを構築するという全体目標に忠実に沿 い、市場管理監督の制度・仕組みのさらなる整備を図らな ければならない。

重大違法信用失墜主体名簿の管理は、市場管理監督分野における信用管理の重要な内容として、必ず工商行政管理、品質監督、食品・医薬品管理監督、価格監督検査、独占禁止に係る法執行、知的財産権の保護などの分野における重大違法信用失墜の事由を整理、吸収し、情報公開、信用失墜主体の懲戒および社会的ガバナンスを通じて、信用管理

の機能を十分に発揮し、市場管理監督における各種業務の円滑な実施を強力に支えていかなければならない。

二. 改正の主旨と原則

- (一)対象と事由の拡充。現行の「企業情報公開暫定条例」の関連規定と抵触しない限りにおいて、市場管理監督機能に応じて、記載主体の類型、記載に該当する事由などをさらに拡充する。市場管理監督部門が責任を負うすべての管理監督対象と事項については、原則として可能な限り網羅し、市場管理監督分野における一元化した重大違法信用失墜主体名簿管理制度を構築する。
- (二)統一基準の堅持。重大違法信用失墜主体名簿への記載に該当する事由は、必ず市場管理監督分野における重大かつ違法な信用失墜であって、違法主体に対して共同懲戒を実施する必要があるものでなければならず、記載に該当する事由が氾濫することは望ましくない。また、各業務分野において記載に該当する事由は信用失墜の違法性の程度において基本的に統一が保たれなければならず、偏りが生じることは好ましくない。一般的な違法信用失墜の事由は、原則として重大違法信用失墜主体名簿管理には組み入れない。
- (三)管理監督の重点化。「四個最厳(「最も厳格な基準」、「最も厳格な管理・監督」、「最も厳格な処罰」、

「最も厳格な責任追及」――訳注)」に従い、食品・医薬品、特種設備など、人民大衆の生命・健康・安全に関わる分野については、記載に該当する事由を追加し、懲戒を強化する。

- (四)信用失墜主体への懲戒の強化。重大違法信用失墜主体への教育を徹底し、再び違法行為を犯さないようにするために、必ず信用失墜主体の懲戒措置をさらに強化し、違法行為に対する信用管理の抑止力を十分に発揮しなければならない。
- (五)信用回復の保障。懲戒と教育の連係、管理監督の 包摂・周到慎重の原則を実行に移し、信用回復の仕組みを さらに整備し、信用失墜主体の重大違法信用失墜行為の是 正、有害な影響の除去がなされた後で、その信用回復を認 め、信用の再構築、市場への復帰の機会を与える。

三. 改正の重点内容

(一) 適用対象の拡充。

市場管理監督業務の実際の状況に基づき、意見募集稿は、市場管理監督法令の規定に違反し、かつ情状が重い該当主体を管理の範囲に入れている。市場管理監督部門による管理監督の対象が複雑多様化していることを考慮し、意見募集稿は、重大違法信用失墜主体名簿に入る対象を、「企業」から、「企業、個人事業主、その他の組織、および信用失

墜主体の内部で特定の職務を担い、重大違法信用失墜行為に直接責任を負う自然人、市場における経営活動に直接参加する自然人」に拡張している。また、旧「重大違法信用失墜企業名簿」の名称を「重大違法信用失墜主体名簿」に調整している。

(二) 記載に該当する事由の範囲拡大。

「企業情報公開暫定条例」が未改正であることを踏まえ、現時点で「経営異常名簿に記載され、3年間の期間が満了してもなお関連する義務を履行していない場合」および「虚偽の資料を提出し、又はその他の詐欺的手段を用いて重要事実を隠蔽することにより登記を取得したため、登記の取消を受けた場合」を該当事由として残している。また、市場監督管理総局の各業務部門、国家食品薬品監督管理局、国家知識産権局から提示された記載該当事由について、統一的な基準を設け、同一又は類似の事由について整理統合し、明らかに重大違法信用失墜主体名簿の記載原則に適合しない事由は削除された。現時点で、合計 36 種類の記載該当事由が規定されており、市場管理監督の各業務分野がほぼ網羅されている。

(三) 管理に係る職務分掌の調整。

全体として、「管轄者が管理を担う」原則に従い、各級市場管理監督部門がその管轄地域の重大違法信用失墜主

体名簿管理業務を担う。そのうち、市場監督管理総局は、 全国の重大違法信用失墜主体名簿管理業務の指導を担い、 県級以上の市場管理監督部門は、その所轄地域内の重大違 法信用失墜主体名簿の管理業務を担う。

また、医薬品管理監督と知的財産権管理業務の特殊性を 考慮し、意見募集稿では、省級以上の医薬品管理監督・知 的財産権管理の各部門がその専門分野内の重大違法信用 失墜主体名簿管理業務を担うことも規定している。

(四) 記載・削除に係る手続きの整備。

第1に、記載の手続きに関して、経営異常名簿に記載されてから3年間の期間が満了した主体について、期間満了の日から10営業日以内にそれを重大違法信用失墜主体名簿に記載すると規定した上、その他の場合については、記載に該当する事由と対象が拡張されたことを受け、これに対応して現行の記載該当事由の複雑度を高め、事実確認の手続きを追加しなければならない。したがって、「事実確認の日から10営業日以内にそれを重大違法信用失墜主体名簿に記載」すると規定した。第2に、削除の期間に関して、「企業情報公開暫定条例」との整合性を保つため、経営異常名簿の3年間の期間が満了したことにより重大違法信用失墜主体名簿に記載された主体については、なおも5年間の期間の満了後を削除申請の対象としている。その他

の記載該当事由については、懲戒の実際の効果、その他の 部門との間の重大信用失墜行為公示期間の調整などの要 因を考慮して、3年間の期間後を削除申請の対象と定めて いる。第3に、記載に該当する事由と対象の範囲が拡張さ れた結果、削除時に関連状況の事実確認調査が必要となっ たため、意見募集稿では、重大違法信用失墜主体名簿内の 主体は、必ず書面で削除を申し出た上、調査により事実が 確認されて初めて削除が可能となるとしている。

(五) 信用失墜主体に対する懲戒の強化。

信用管理上の違法行為抑止力を十分に発揮し、市場管理監督の効果を確実に高めるには、重大違法信用失墜主体名簿に記載された主体に対して、必ず厳しい懲戒を実施しなければならない。関係司局、国家食品薬品監督管理局および国家知識産権局から出された意見を踏まえ、全 10 項目にわたる懲戒措置を規定し、各業務部門の職責が基本的に網羅されている。信用懲戒の効果を強調するため、法令ですでに明記されている特定懲戒措置について、意見募集稿は、これを重複して列挙することはしていない。

また、重大違法信用失墜主体名簿の活用を強化するため、 懲戒措置の周到化を図り、市場管理監督・医薬品管理監督・知的財産権管理の各部門において「重大違法信用失墜 主体名簿情報を各業務システムに組み込み、重大違法信用 失墜主体名簿情報の検索・フィードバックの仕組みを構築、 整備し、共有・共用を推進しなければならない」との規定 を追加している。

(六) 信用回復制度の整備。

現行「弁法」が実施されて以降、重大違法信用失墜企業 名簿管理業務の実施が進むにつれ、いくつか新たな状況、 新たな問題がみられるようになり、現行の信用回復制度で は企業の信用再構築の需要を満たすことが難しくなって きた。信用失墜主体に対しては、周到慎重な管理監督、懲 戒と教育の連係の原則を堅持しなければならない。自主的 に是正し、かつ有害な影響を除去することができた主体に ついて、意見募集稿は、信用回復条項を追加し、厳正なる 回復の手続きと基準を定めている。第1に、重大違法信用 失墜主体名簿に記載されてから必ず満1年が経過しなけれ ば信用回復を申請することができないとし、信用管理の厳 粛性を確保している。第2に、信用失墜主体は、必ず是正 を行い、かつ有害な影響を除去してからでなければ、削除 を申し出ることができない。第3に、削除時には関連する 証明資料を提出し、かつ責任部門が検査・事実確認を行い、 その法定代表者・責任者等の事情聴取を行った後、省級以 上の市場管理監督・医薬品管理監督・知的財産権管理の各 部門が承認または決定を出してからでなければ、信用回復

を行うことはできない。第4に、信用失墜主体が悪意をもって信用回復を利用し、公衆の利益と他人の合法的な権利・利益を侵害することのないようこれを防止し、信用回復業務の厳粛性を確保すべく、意見募集稿では信用回復の取消に該当する事由について特に規定を設けている。第5に、違法信用失墜行為が特に重大である主体については懲戒による抑止力を強化し、公衆の利益を守るため、意見募集稿では信用回復の不適用に該当する3つの事由について特に規定している。

出所:

2019年7月10日付け国家市場監督管理総局ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所で日本 語仮訳を作成

http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/201907/t20190710_303312.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。